

「台風」「大雨」「大雪」等による警報発令時の対応について

このことについて、尾道市教育委員会「台風等における対応指針」（平成21年6月22日）に沿って、次のとおり対応しますのでご確認のうえ、ご理解・ご協力をよろしく願います。

<b>該当地域</b>	<b>尾道市を含む地域（尾三地域・県南部・広島県全域）</b>
<b>警報種類</b>	<b>大雨・暴風・洪水・大雪のいずれか</b>

- (1) 午前6時の段階で「特別警報」及び「警報」が発令されている場合・・・臨時休業
- (2) 午前6時～午前8時15分に「警報」が発令された場合・・・・・・・・・・臨時休業  
※各家庭へ緊急連絡します。
- (3) 登校後に「警報」の発令、又は、予測される場合・・・・・・・・・・学校待機  
※下校時刻の変更の場合は、保護者に連絡します。
- (4) 「警報」の発令はないが、地域的に豪雨になった場合・・・・・・・・・・自宅待機  
※各家庭へ緊急連絡します。  
※既に登校した児童は、学校に待機させます。

◆電話・メール等の不通も想定されますので、異常気象の場合は天気予報に留意していただき、(1)～(4)のとおり対処いただきますよう、ご協力をお願いします。

<b>－児童への注意事項－</b>
○臨時休業中は、外出はしない。
○増水している河川に近づかない。
○地盤がゆるんでいる箇所には近づかない。
○切れた電線には近づかない。